

薬 第 9 1 9 号

平成 2 8 年 9 月 1 5 日

公益社団法人佐賀県獣医師会 様

佐賀県健康福祉部薬務課長

(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部
を改正する政令並びに麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する
省令の施行について（通知）

本県の薬務行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、平成 28 年 9 月 14 日付け薬生発 0914 第 1 号により厚生労働
省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

今回の改正では、3 物質が新たに向精神薬として指定され、10 月 14 日から施行され
ます。さらに自己の疾病の治療の目的で携帯輸出入することが可能な分量も併せて定め
られています。

つきましては、貴会員に周知していただきますようお願いいたします。

佐賀県健康福祉部 薬務課
麻薬・毒劇物担当
電話：0952-25-7082